

## 法規-演習問題3

「得点できたかどうか」「○か×か」ではなく、問題文を読んだ時に、「その関連の知識が、頭の中にどう収納されているのか、フォーカスポイントはどこか」を簡単に**余白に描き出して**みてください

### ウラ模試2

[No.11] 建築物等を新築する場合において、次の記述のうち、**建築基準法上、誤っている**ものはどれか。

1. 準防火地域内においては、延べ面積 900 m<sup>2</sup>、地上 3 階建ての建築物(各階の床面積 300 m<sup>2</sup>)で、3 階を倉庫の用途に供するものは、耐火建築物としなければならない。
2. 準防火地域において、建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設ける防火戸は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 20 分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとしなければならない。
3. 防火地域内において、地下 1 階、地上 2 階建ての事務所を新築する場合は、耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有する所定の建築物としなければならない。
4. 準防火地域内において、階数が 1 で延べ面積が 400 m<sup>2</sup>の不燃性の物品を保管する倉庫（屋根以外の主要構造部が準不燃材料で作られたもの）の屋根に必要とされる性能に関する技術的基準は、市街地における通常の火災による火の粉により、防火上有害な発炎をしないものとする。

### ウラ模試2

[No.13] 次の記述のうち、**建築基準法上、誤っている**ものはどれか。

1. 3 階を診療所（患者の収容施設があるもの）の用途とした建築物のうち階数が 3 で延べ面積が 200 m<sup>2</sup>未満のもの（居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備その他これに類するものを設けたもの）の堅穴部分については、当該堅穴部分以外の部分と「10 分間防火設備」で区画することができる。
2. 防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖又は作動をした状態にあるもの以外のものにあつては、火災により煙が発生した場合及び火災により温度が急激に上昇した場合のいずれの場合にも、自動的に閉鎖又は作動する構造としなければならない。
3. 1 階及び 2 階を物品販売業を営む店舗（当該用途に供する部分の各階の床面積の合計がそれぞれ 1,000 m<sup>2</sup>）とし、3 階以上の階を事務所とする地上 3 階建ての建築物においては、原則として、当該店舗部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。
4. 建築面積が 500 m<sup>2</sup>の建築物の小屋組が木造である場合においては、小屋裏の直下の天井の全部を強化天井としない場合、原則として、けた行間隔 12m 以内ごとに小屋裏に準耐火構造の隔壁を設けなければならない。

### ウラ模試1

[No.16] 都市計画区域内における次の建築物のうち、**建築基準法上、新築してはならない**ものはどれか。ただし、特定行政庁の許可は受けないものとし、用途地域以外の地域、地区等は考慮しないものとする。また、いずれの建築物も各階を当該用途に供するものとする。

1. 第二種中高層住居専用地域内の延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての事務所
2. 第一種住居地域内の延べ面積 5,000 m<sup>2</sup>、地上 6 階建ての警察署
3. 商業地域内の延べ面積 600 m<sup>2</sup>、地上 2 階建ての月刊新聞の印刷所
4. 工業地域内の延べ面積 300 m<sup>2</sup>の 2 階建ての診療所